



1. 寒川町教育振興基本計画の策定にあたって

(1) あらたな教育構想の必要性

寒川町は、水とみどりに恵まれ、田園風景を残しながらも、都市機能を整えた住みよいまちです。

しかしながら、核家族化、少子高齢化、国際化といった社会変化の波は他市町村と同様に寒川町にも押し寄せてきています。さらに、情報化社会の進展もあり、子どもたちを取り巻く環境は、急速に変化しています。

国は平成18年に、教育基本法を改正し、教育の目標の中に、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」という項があらたに設けられました。この新しい「公共の精神」こそ、これからの人間形成に求められる自立と共生の統一な達成を目指すものであり、これからの日本社会のあるべき姿を示しています。

同時に、改正教育基本法は、自国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展へ寄与することも教育の目標に掲げ、共生社会が、地球全体に開かれたものであることを強調しています。生命、自然、環境の尊重、保全の課題と併せ、これからの日本人が大切にすべき視点と言えます。

この、改正教育基本法に基づいて国は、これらの目指すべき教育の方向性と具体的な目標を教育振興基本計画として具体化しました。そして各地方公共団体も同様の基本計画を策定することが望ましいと規定しています。

その後、平成23年3月11日の東日本大震災は、わたしたちの人生観、文明観を一変させるほどの大きな被害をもたらしました。被災地には、日本国内からの物心両面での援助はもとより、諸外国からも多くの援助が寄せられました。生きること、学ぶこと、そして人と人が支え合うこと等の大切さについて、改めて考えさせられました。今後、災害に対する対策を進めるとともに、防災に関わる知識の普及や意識啓発に努めていく必要があります。

こうした情勢下、寒川町としても、さらなる学校教育の充実と生涯学習の振興を目指し、教育全体の構想をあらたにしていく必要が出てきました。

(2) 寒川町教育振興基本計画の策定経過

寒川町教育委員会では、平成21年度から、寒川町教育振興基本計画の策定へ向け、検討を重ねてきました。教育委員による検討会と教育委員会事務局内に設置されたプロジェクトチームによる作業部会を繰り返しながら、寒川町の教育が目指す方向を明らかにしてきました。

さらに、再検討を経てここに確定しました。寒川町教育振興基本計画は、自立と共生を目指し、「よく学び、よく遊び、よく生きる」ことを基本精神としています。児童・生徒にとっては、学ぶことは最も重要なことですが、文化やスポーツに親しみ、たくさんの友人を作り、さまざまな体験を通して豊かな心と健やかな体を育むことも大切です。また、生涯にわたり、自分の世界を広げ豊かにする学びと遊びは、人間が生きる上での糧と言えます。

本計画の柱は、学校教育の充実と生涯学習の振興の2本によって貫かれています。学校教育では、子どもが知・徳・体の調和を図り、人と人とのつながりを大切にする中で、より豊かに成長していくことを目指しています。生涯学習では、各年代における目標を定め、町民一人ひとりが人格の完成に向け、積極的に人々と共に、学び続けていくことを目指しています。

(3) 寒川町教育振興基本計画の位置づけ

寒川町総合計画・さむかわ2020プランは、寒川がさらに発展していくための町づくりの指針として、平成14年度に策定されました。教育に関しては、第4章「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」において、「ふれあいのある生涯学習の充実」「豊かな心をはぐくむ教育の推進」「地域の文化活動の推進」を目指しています。計画の期間は、前後期に分けられ、現在、後期がスタートしたところです。（平成24年時点）寒川町教育振興基本計画は、さむかわ2020プランの後期基本計画に示された方針と整合を図りながら、施策と事務事業を再編しました。

また、このさむかわ2020プランを受け、寒川町では、平成18年に生涯学習のまちづくりを進めるために、寒川学びプランを策定しました。寒川学びプランは、「ともに学び・ともに支え合う自己実現と協働のまち・さむかわ」を将来目標に掲げ、住民参加による協働型のまちづくりを目指してきています。その基本構想、基本計画は、平成18年度からの15年間で、実施計画を3期各5年間としています。寒川町教育振興基本計画は、この寒川学びプランの精神を引き継ぎつつ、学校教育の領域についても全面的に構想し、自立と共生を目指します。寒川町教育振興基本計画は、寒川学びプランとの整合を図っていますが、平成27年度には、両計画を一本化することを想定しています。

寒川町教育振興基本計画は、「2. 基本計画」において、今後の9年間にわたる基本構想を示しています。「3. 実施計画」は、学校教育と生涯学習を2本柱とした具体的な実施計画で、今後3年間ずつ前期、中期、後期の3期にわたります。ここで掲載されているものは、平成24年度からの3年間の前期計画です。

***** <計画の期間> *****

| 計画 | | 年度 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|-------------|--------|------|---------------------|----|----|-----|---------|----|-----|----|----|----|
| 寒川町総合計画 | 後期基本計画 | (前期) | 9年計画 | | | | | | | | | |
| | 実施計画 | | 第1次 | | | 第2次 | | | 第3次 | | | |
| 寒川学びプラン | 基本計画 | | 平成18年度から15年計画 | | | | | | | | | |
| | 実施計画 | | 第2期(4年) | | | | 第3期(6年) | | | | | |
| | | | 寒川町教育振興基本計画との一本化を想定 | | | | | | | | | |
| 寒川町教育振興基本計画 | 基本計画 | / | 9年計画 | | | | | | | | | |
| | 実施計画 | | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |